

令和8年度（令和7年分）市・府民税の申告について

前年度、和泉市へ市・府民税の申告をした方に申告書をお送りしています。

令和8年1月1日現在、本市に在住している人で申告が必要な方は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得について、提出期限までに申告してください。この申告は、あなたの市民税・府民税額を正しく算出する基礎となり、課税証明書（所得証明書）、納税証明書などの発行に必要です。

申告が必要かどうかは「2.申告について」をご参照ください。

市・府民税申告書の電子申告について



和泉市ホームページにて、申告書の作成・送信ができます。

申告書の作成はパソコン・スマートフォンから、電子送信はスマートフォンから専用アプリにてマイナンバーカードを読み込ませて本人確認を行います。詳細は右記二次元コードからご確認ください。



1. 申告受付期間・申告方法

電子申告・郵送での提出

提出期限：令和8年3月16日（月）（電子申告・郵便での提出で申告書が完成している場合、2月16日以前でも受付可能です。）

必要書類：以下の1～5（2～4については添付台紙に貼付のうえ）を送付してください。

- | | |
|--|-----------------------|
| 1. 市・府民税申告書 | 2. 収入が分かる書類（源泉徴収票等） |
| 3. 控除証明書 | 4. 本人確認書類及びマイナンバー記載書類 |
| 5. 返信用封筒（切手を貼付し、宛先をご記入のもの）※申告書の控えが必要な場合。 | |

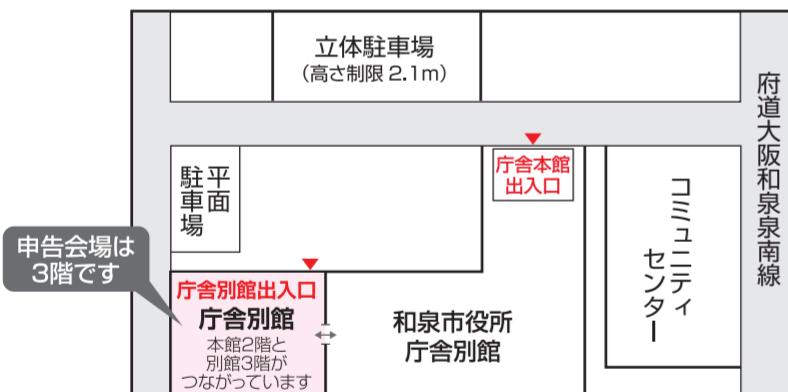
申告会場での提出

相談期限：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）（ただし、土・日・祝日は除く）

時 間：午前9時から午後5時15分まで

場 所：和泉市役所庁舎別館3階 会議室3-1

※必要書類については
「3. 申告に必要な書類」
をご覧ください。



※駐車場は有料ですが、別館利用者は2時間まで無料になりますので、申告会場内でサービス券をお受け取り下さい。

申告受付地区割表

町 名	申告受付日
府中・肥子・井ノ口・繁和・和氣・小田・寺門・今福・寺田・芦部・觀音寺・桑原・一条院・弥生	令和8年2月16日（月）～2月20日（金）
伯太・池上・幸・富秋・池田下・いぶき野・のぞみ野・緑ヶ丘・まなび野・あゆみ野 テクノステージ・阪本・東阪本・山莊・黒鳥	令和8年2月24日（火）～3月2日（月）
国分・平井・納花・三林・和田・鍛治屋・浦田・万町・伏屋・室堂・黒石・青葉台・はつが野 光明台・みずき台・内田・唐国・箕形・春木・春木川・若槻・久井・松尾寺・坪井・小野田 下宮・仏並・槇尾山・北田中・岡・九鬼・善正・福瀬・南面利・父鬼・大野	令和8年3月3日（火）～3月9日（月）
尾井・太・王子・葛の葉・舞・上・上代・小野・鶴山台	令和8年3月10日（火）～3月16日（月）

※上記の日程でご都合のつかない場合は、別日でも受付できますので、3月16日までに申告してください。

2. 申告について

申告が必要な人

所得があるが、所得税がかからない等の理由で確定申告書の提出の必要がない人。

※前年中、所得がなかった人は、申告の義務はありませんが、非課税証明書（所得証明書）等の発行や、国民健康保険・国民年金（免除）・児童手当・保育料・就園奨励費補助金・就学援助・公営住宅等の申請（算定）で必要な場合があります。

申告の必要がない人

所得税の確定申告書を提出する人。

収入が給与のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がある人。

※提出の有無については、前年中給与の支払いがあったお勤め先へお問い合わせください。

3. 申告に必要な書類

下記書類の添付・提示がない場合は、控除の適用ができないことがあります。

- ・市・府民税申告書
- ・本人確認書類及びマイナンバー記載書類
- ・収入が分かる書類（源泉徴収票等）
- ・社会保険料（国民年金、国民健康保険、任意継続健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等）の控除証明書
- ・生命保険、介護医療、個人年金、地震保険、旧長期損害保険の控除証明書
- ・寄附金（都道府県・市区町村分、大阪府共同募金会・日本赤十字社大阪支部分、条例指定分）の控除証明書等
- ・医療費控除の明細書、医療費通知（ある場合）等

※医療費控除の対象となる領収書から作成した「医療費控除の明細書」を必ず添付してください。

領収書の提出は不要ですが、法定納期限の翌日から5年間は、お手元に領収書を保管しておいてください。

- ・その他、所得、控除の証明ができるもの（障がい者手帳・学生証等）

個人番号（マイナンバー）の記載について

申告される人、控除対象配偶者、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

4. 申告書記入順序

① 住所、氏名等の記入

申告する人の住所、1月1日の住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先の名称や所在地をご記入ください。

② 配偶者、扶養親族等の記入

扶養している人の氏名、続柄、生年月日、個人番号（マイナンバー）等をご記入ください。

「別居」の場合は、申告書裏面の⑦欄に氏名、住所をご記入ください。

※国外居住親族に係る扶養控除等について

国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける人は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」と「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を提出する必要があります。

③ 本人該当事項欄の記入

前年12月31日時点で、勤労学生、寡婦、寡夫に該当する人や障がい者手帳等をお持ちの人はご記入ください。

↓ ※ひとり親、寡婦、障がい者は、合計所得金額が135万円以下の場合、市民税・府民税は課税されません。

次に、前年中に所得がなかった人 ➡ 申告書表面⑥所得金額の合計（総所得金額）②に0とご記入ください。

前年中に所得があった人 ➡ ④へお進みください。

④ 事業専従者

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族（令和7年12月31日現在、15歳以上）で事業に従事した期間が一年を通じ6ヶ月を超える人がいる場合は記入してください。

事業専従者の控除額	① 配偶者は86万円、配偶者以外は50万円 (右のいずれか少ない方の金額)
	② (事業、不動産、農業所得) ÷ (専従者の数+1)

⑤ 納付方法の選択

給与所得にかかる市・府民税が特別徴収（給与からの引き落とし）の人は、給与所得・公的年金等所得以外にかかる市・府民税の納付方法を選択してください。

⑥ 所得金額

● 公的年金を受給されている人

課税される公的年金等	雑・その他になる年金	非課税となる年金
厚生年金、国民年金、厚生年金基金、恩給など	個人年金など	遺族年金・障害年金など

上記「課税される公的年金等」に該当する「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」の支払金額(2ヶ所以上ある場合は、合算した金額)を[07]欄にご記入ください。[19]の所得欄は、下表を元に計算した所得金額をご記入ください。

年齢	公的年金等の収入金額[07]	所得の金額(円未満切捨)[19]
昭和36年1月2日以降に生まれた人 (65歳未満)	600,000円以下	0円
	600,001円～1,299,999円	収入金額-600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円
昭和36年1月1日以前に生まれた人 (65歳以上)	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円～3,299,999円	収入金額-1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には、公的年金等収入から控除される額を一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円、引き下げます。

● 業務に係る雑所得のある人

原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による収入を欄[08]に記入し、必要経費等を求めて[20]に差引所得金額を記入してください。

● その他の雑所得のある人

生命保険の年金(個人年金保険)等の雑収入を欄[09]に記入し、必要経費等を求めて[21]に差引所得金額を記入してください。

● 配当所得のある人

「令和7年分給与所得の源泉徴収票」の支払金額(2ヶ所以上ある場合は、合算した金額)を[06]の欄に記入してください。源泉徴収票がない人は、令和7年中の給与明細書を合計(通勤手当を除く金額)して収入合計を計算してください。

[18]の給与所得欄は下表をもとに計算した所得金額をご記入ください。

※給与明細書がある人は、申告書裏面①給与・賃金等所得(アルバイト・パート・日雇等で、給与明細等がある方)をご使用ください。

また、源泉徴収票、給与明細書がいすれもない人は、申告書裏面②給与・賃金等所得(アルバイト・パート・日雇等で、給与明細書等がない方)をご使用ください。

給与等の収入金額[06]	給与所得の金額[18]
650,999円以下	0円
651,000円～1,899,999円	収入金額-650,000円
1,900,000円～3,599,999円	端数整理額×0.7-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	端数整理額×0.8-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額÷4,000円=A ただし、Aは小数点以下切捨て 4,000円×A=端数整理額 収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円

〔所得金額調整控除〕

下記①、②に該当する人は、上記算式で求めた所得金額から以下の所得金額調整控除を引きます。

①給与等の収入金額が850万円を超えており、以下に該当する人※該当の人は裏面③に記入ください。

- (1) 本人が特別障害者
- (2) 特別障害者の同一生計配偶者または扶養親族がいる
- (3) 23歳未満の扶養親族がいる

所得金額調整控除=(給与等の収入金額-850万円)×0.1
(給与等の収入金額が1,000万円以上の場合、計算上使用される金額は1,000万円となります)

②給与所得と年金所得の双方を有する人

所得金額調整控除=給与所得(10万円超の場合は10万円)
+公的年金等雑所得(10万円超の場合は10万円)-10万円

● 配当所得のある人

株式等の配当金(税引前)を収入金額欄[05]に、株式等を取得するために借り入れた資金の利子を差引き所得金額を求めて、[17]欄に記入してください。

特定口座で源泉徴収されている特定配当等は、申告不要です。ただし、申告することによって源泉徴収税額の控除や還付を受けることができます。

(申告された場合は、合計所得に算入されるため、国民健康保険料などに影響があります。)

● 一時所得のある人

生命保険満期返戻金などの収入金額④と収入を得るために支出した金額⑤(必要経費)、50万円の特別控除額⑥(差引金額が50万円以下ならそれと同額)を[12]欄にそれぞれ記入し、次の算式により所得金額を求めて[22]欄に記入してください。

$$\text{一時所得} = (\text{収入金額} - \text{必要経費} - 50\text{万円}) \div 2$$

● 事業所得・不動産所得のある人

売上(収入)金額と必要経費を差引いた後の所得金額を求めてそれぞれの収入及び所得金額欄に記入してください。なお、収入金額や必要経費等の収支内訳については、申告書裏面②事業(不動産)所得をご使用ください。

⑦ 所得控除額(【前年中】=令和7年1月1日～12月31日)

控除の種類	要件	控除額
雑損控除	前年中に災害などにより生活に通常必要な資産に損害を受けた場合	損失の金額 - 保険金などで補填される金額 = ④ (1) ④の金額 - (総所得金額等の合計額×10%) (2) ④の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 (1)と(2)といすれか多い方の金額
	医療費控除(従来の医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方のみの適用)	支払った金額 - 保険金などで補填される金額 - (総所得金額等の合計額×5%または10万円のいすれか少ない方の金額) (限度額200万円)
	社会保険料控除	OTC医薬品の購入金額 - 保険金などで補填される金額 - 12,000円 (控除限度額88,000円) ※申告者が健康診断・検査もしくは予防接種等を受けていることが要件
	小規模企業共済等掛金控除	支払った金額 ※配偶者等が受け取る年金から引き落とされている社会保険料(介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料)は、生計を一にしていても控除の対象にはなりません。
	新制度適用 【平成24年1月1日以降契約分】 新一般生命保険料 新個人年金保険料 介護医療保険料 を支払った場合	12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上 一律 28,000円
	旧制度適用 【平成23年12月31日以前契約分】 旧一般生命保険料 旧個人年金保険料 を支払った場合	15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円以上 一律 35,000円
生命保険料控除	① 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれにつき、新制度・旧制度の保険料等に上記表より計算	支払保険料の全額
	② 「旧保険料控除額」(限度額35,000円)と「新保険料控除額」(限度額28,000円)比較し、大きい方を適用	支払保険料の全額
	③ ①②で計算した一般生命保険分、個人年金保険分、介護医療保険分を合計(合計の控除限度額は70,000円)	
	(1) 地震保険料を支払った場合	支払った保険料の1/2の金額(上限は25,000円)
	(2) 長期の損害保険料を支払った場合	5,000円以下 5,001円～15,000円 15,001円以上 一律 10,000円
	(1)と(2)の両方がある場合	(1)(2)で計算した額を合計(限度額: 25,000円) ただし、一つの保険料契約で、上記の表(1)、(2)の保険契約のいすれにも該当する場合には、いすれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。
障害者控除	本人・同一生計配偶者または扶養親族が障害者の場合 1人につき26万円(特別障害者(※1)は30万円、同居特別障害者の場合は53万円) (障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。)	
	ひとり親	現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者で、その者と生計を一にする子(他の控除対象配偶者または扶養親族であるものを除き、前年の合計所得金額が58万円以下の者)を有し、自身の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合 30万円
	寡婦	夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明の人、または配偶者と離別し子以外の扶養親族を有している人で、自身の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合 26万円
	勤労学生控除	前年中の合計所得金額が85万円以下で勤労によらない所得金額が10万円以下の勤労学生 26万円
	基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円以下 2,450万円超 2,500万円以下 2,500万円超
		基礎控除額 43万円 29万円 15万円 適用なし

● 配偶者控除額・扶養控除額等の一覧

配偶者の合計所得金額	納税者本人(扶養する人)の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除 70歳未満(控除対象配偶者) 70歳以上(老人控除対象配偶者)	58万円以下 38万円	33万円 26万円	22万円 13万円	11万円 0円
配偶者 特別控除	58万円超～100万円以下 100万円超～105万円以下 105万円超～110万円以下 110万円超～115万円以下 115万円超～120万円以下 120万円超～125万円以下 125万円超～130万円以下 130万円超～133万円以下 133万円超	33万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円 0円	22万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 0円	11万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 0円
扶養控除 ※3	扶養親族の前年中の合計所得金額が58万円以下の 扶養親族が(1)一般扶養親族(16歳未満の扶養親族を除く)の場合 (2)70歳以上の場合(老人扶養控除) (3)19歳以上23歳未満の場合(特定扶養控除) (4)70歳以上の人で、同居の父母等の場合(同居老人親等扶養控除)	扶養親族が(1)一般扶養親族(16歳未満の扶養親族を除く)の場合 (2)70歳以上の場合(老人扶養控除) (3)19歳以上23歳未満の場合(特定扶養控除) (4)70歳以上の人で、同居の父母等の場合(同居老人親等扶養控除)	33万円 38万円 45万円 45万円	33万円 38万円 45万円 45万円
特定期別控除	※3所得控除額の年齢条件については、令和7年12月31日現在です。	※3所得控除額の年齢条件については、令和7年12月31日現在です。	※3所得控除額の年齢条件については、令和7年12月31日現在です。	※3所得控除額の年齢条件については、令和7年12月31日現在です。
記載例	和泉市長あて 令和8年1月1日提出 和泉市府中町二丁目7番5号 電話 0725-41-1551 勤務先(職業) 和泉市役所 和泉市○○町 申告者個人番号(マイナンバー) 和泉市役所 和泉市○○町 和泉市府中町二丁目7番5号 電話 0725-41-1551 勤務先住所以外 和泉市○○町 和泉市府中町			